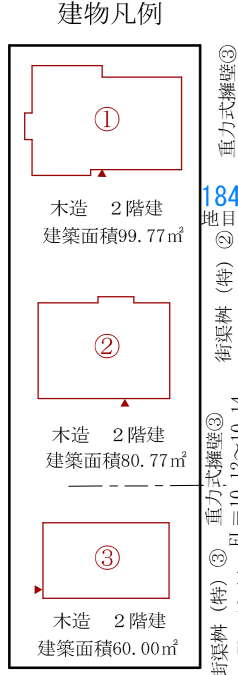
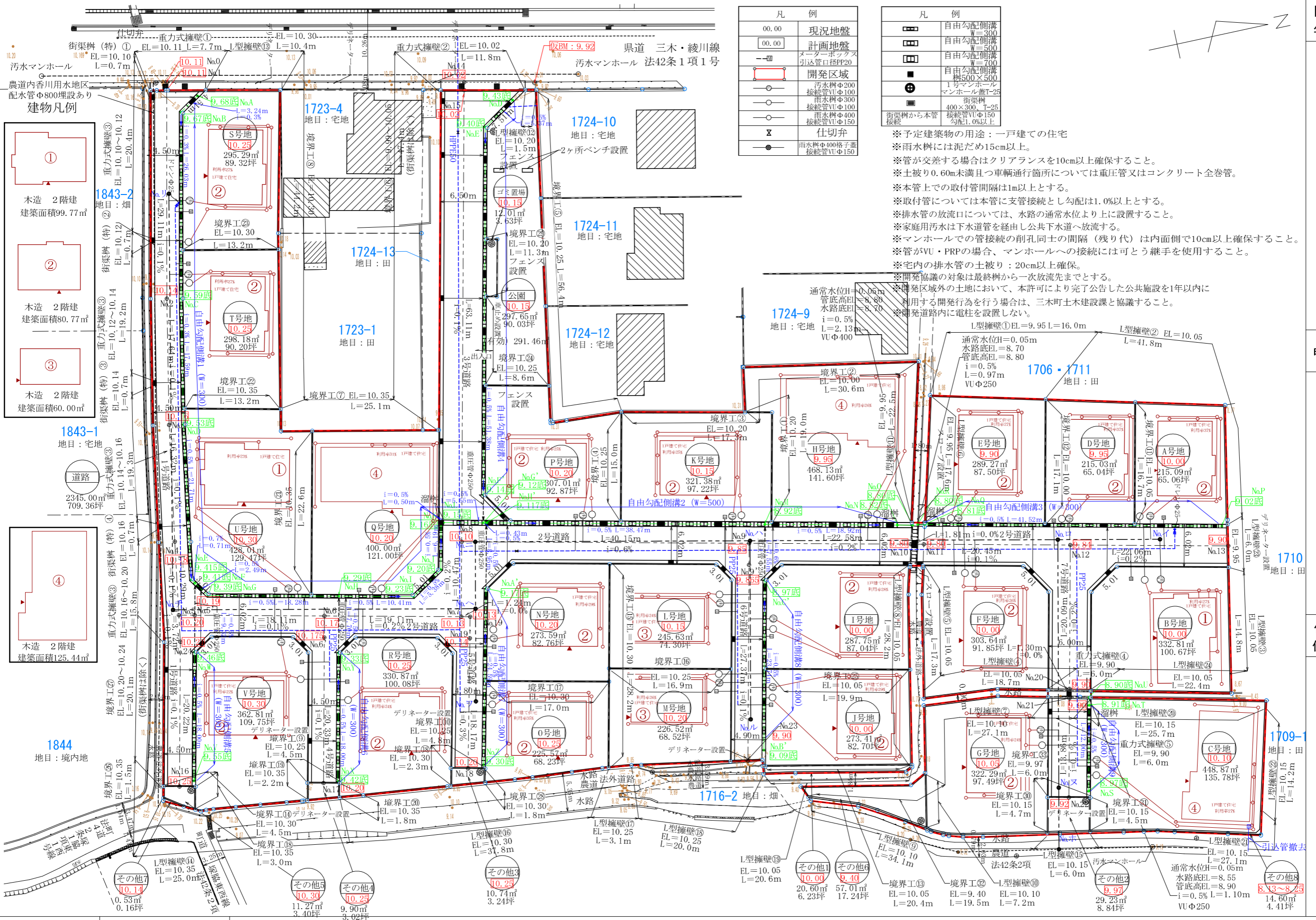


土地の所在 木田郡三木町大字下高岡字四條
1712、1713、1714、1715-2、1715-3、1716-1、
1717、1718、1719、1720、1721、1722-1、1724-3、
1724-6、地先農道、水路

土地利用計画図



凡例

00.00	現況地盤
00.00	計画地盤
—	メーターボックス
—	引込管径PP20
—	開発区域
○	汚水樹Φ200
○	接継管VUΦ100
○	雨水樹Φ300
○	接継管VUΦ100
○	雨水樹Φ400
○	接継管VUΦ150
×	仕切弁
●	雨水樹Φ400格子蓋
●	接継管VUΦ150

凡例

自由勾配側溝	W=300
自由勾配側溝	W=500
自由勾配側溝	W=700
自由勾配側溝	W=500×500
1号マンホール	マンホール蓋T-25
街渠樹	400×300、T-25
街渠樹から本管	接継管VUΦ150
接継	勾配1.0%以上

※予定建築物の用途：一戸建ての住宅
 ※雨水樹には泥だめ15cm以上。
 ※管が交差する場合はクリアランスを10cm以上確保すること。
 ※土被り0.60m未満かつ車輛通行箇所については重圧管又はコンクリート全巻管。
 ※本管上での取付管間隔は1m以上とする。
 ※取付管については本管に支管接続とし勾配は1.0%以上とする。
 ※排水管の放出口については、水路の通常水位より上に設置すること。
 ※家庭用汚水は下水道管を経由し公共下水道へ放流する。
 ※マンホールでの管接続の削孔同士の間隔（残り代）は内面側で10cm以上確保すること。
 ※管がVU・PRPの場合、マンホールへの接続には可とう継手を使用すること。
 ※宅内の排水管の土被り：20cm以上確保。
 ※開発協議の対象は最終樹から一次放流先までとする。
 ※開発区域外の土地において、本許可により完了公告した公共施設を1年以内に
 利用する開発行為を行う場合は、三木町土木建設課と協議すること。
 ※開発道路内に電柱を設置しない。

開 発 許 可
年 月 日

第 5 | 18
号

令 和
6 年
2 月
29 日

申 請 者

株式会社アルファード
代表取締役 七條政志

作 成 者
住 所 ・ 氏 名

高松市三谷町一八九一番地四
土地家屋調査士
多田 幸広

縮 尺 1 / 500